

「まん延防止等重点措置」延長要請に伴う学校の対応について

長野県では、1月27日(木)から2月20日(日)まで「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、依然として感染者が高い水準で推移しています。

そのため県では「まん延防止等重点措置」の3月6日(日)までの延長を国へ要請しました。

千曲市教育委員会では、これを受けて下記のように学校の対応を決定しました。基本的な感染対策の徹底とともに、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

1 学校は、3月4日(金)までの間、原則として給食後、一斉下校とします。

〈給食後一斉下校とした主な理由〉

- 児童生徒の生活リズムや登校パターンをできる限り乱さないため。
- ご家庭の負担を軽減するため。

学校により一部の学年が給食後1時間授業を実施したり、オンライン授業を実施したりする場合があります。詳しくは学校から連絡があります。

2 学校関係者(児童生徒・教職員)に感染が確認され、校内に濃厚接触者が確認された場合、その学校は、原則として臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖を含む)とします。

〈原則として臨時休業とする主な理由〉

- 感染力が非常に強い「オミクロン株」の感染拡大を防ぐため。

3 感染防止対策の徹底について

- (1) 健康観察(検温を含む)を、より丁寧に行うようお願いします。**体調に異変を感じた場合は、必ず受診し登校を控える**ようお願いします。欠席にはなりません。
- (2) 集団での活動・感染リスクの高い活動(近距離で対面形式となるグループ活動・身体的距離の近い活動等)は引き続き行いません。
- (3) 学校行事は、延期または中止します。
- (4) 部活動は、引き続き原則として中止します。ただし、公式大会出場予定者は、ケガ・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認めます。また、出場する公式大会の前後においてPCR検査を行います。
- (5) 放課後児童クラブは、登録児童のみ受け入れます。ただし、ご家庭で過ごせる場合は利用をお控えください。

4 その他

- (1) 登校について不安があり、登校を見合わせた場合は欠席にはなりません。ご遠慮なく学校へご連絡ください。
- (2) 臨時休業となった場合、学校から学習課題が示されますが、一人1台端末も可能な範囲で活用することとなります。ご家庭での利用の仕方の確認等準備をあらためてお願いします。
- (3) 感染された方・感染された方のご家族・濃厚接触者の方・接触者の方等への不当な差別や偏見、誹謗中傷が絶対ないよう人権への配慮をお願いします。

この対応は、令和4年2月17日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行います。変更がある場合は、あらためてお知らせします。